

# 一般社団法人T Gシビックパーク

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人T Gシビックパークと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を名古屋市東区葵二丁目6番9号に置く。  
従たる事務所を名古屋市中村区井深町1110番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、東海グラウンド施設の管理運営とその環境基盤整備に関する事業を行い、野球愛好者の底辺拡大レベルアップとスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 東海グラウンド施設の管理運営事業
- 2 東海グラウンド施設の利用者拡大事業
- 3 野球教室の開催事業
- 4 各種イベントに関する行事の主催事業

## 第3章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第 6 条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込



みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第 7 条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前にこの法人に対して、予め退社の予告をするものとする。

(除 名)

第 8 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 9 条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 総社員が同意したとき。
- 二 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構 成)

第 10 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 11 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 計算書類等の承認
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 社員の除名
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 12 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 2 月に 1 回開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するには、会日より 7 日前までに各社員に対して、その通知を発するものとする。

第 14 条 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事会の決議をもって定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事5名以内
- 二 監事2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

### (役員の選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、この法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

### (理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

### (監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。



(役員の解任)

第 24 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算方法)

第35条 この法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、社員総会の決議をもってこれを定める。ただし、一般社団・財団法人法の規定により、理事又はその選任したものにおいて清算することを妨げない。

2 清算人の選任は、社員総会の決議をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人の残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の

事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第9章 公告の方法

第37条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

上記は当法人現行定款に相違ありません

平成21年 7月 / 日

一般社団法人TGシビックパーク

代表理事 永 井 充

